最終更新日：2019年6月27日

田岡化学工業株式会社
取締役社長 佐藤 良
問合せ先：総務人事室 植田 浩志
証券コード：4113
http://www.taoka-chem.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、持続的な成長により企業価値を向上させ、もって株主を含む全てのステークホルダーに対する責任を果たすため、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むため意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させるため、次の基本的な考え方に沿って取り組むこととしております。

1．株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2．株主を含む全てのステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3．会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4．独立役員の役割を尊重し、取締役会による監督機能の実効性を確保する。
5．会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を期待する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社は議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、現状導入を見送っておりますが、今後も引き続き導入の要否を検討いたします。招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率の動向も踏まえ、現状実施を見送っておりますが、今後も引き続き実施の要否を検討いたします。

【補充原則3－1－2】
英語での開示につきましては、外国人株主の動向も踏まえ、現状実施を見送っておりますが、今後も引き続き実施の要否を検討いたします。

【補充原則4－11－1】
当社は取締役会の役割・責務を実効的に果たし、迅速な意思決定を行うべく取締役の人数は一定以下とするとともに、役員は優れた人格、見識、能力そして事業に係る豊富な経験と幅広い知識とともに高い倫理観を有する者で構成しております。現在、外国人や女性の取締役はいませんが、海外勤務などによる国際経験を含む幅広い分野での経験と専門性を有する者は多数おり、多様性は十分に確保されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
(政策保有に関する方針)
当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案した上で、必要と判断される場合に限り、株式を政策的に保有します。保有する株式については、事業環境の変化・リターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しなどを踏まえ、毎年取締役会において対外的な保有のねらい・合理性についての具体的な説明を行い、保有の適否を検証する等、適宜見直し致します。なお保有の必要性がないと判断された場合には市場動向をみながら売却する方針としています。

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)
政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当該議案の内容が投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的な成長につながるかどうか、また当社の株主利益を毀損するおそれがないかとの観点から、個々の議案毎に検討を行い、賛否を判断することとしています。

【原則1－7】
当社と取締役(監査等委員である取締役を含む)との利益相反取引については、法令および取締役会にかかる社内規則に基づき取締役会の決議および報告を要することとしています。また当社と関連当事者との取引については、市場価格、総原価等を勘案して毎期価格交渉を実施しており、計算書類の注記表および有価証券報告書において開示しております。

【原則2－6】
当社の企業年金は確定拠出年金のみですが、その運用機関・運用商品については、定期的に検証・見直しを行っております。また、従業員に対する資産運用に関する教育も、定期的に実施・徹底しております。

【原則3－1】
(i) 経営理念や経営戦略、経営計画については以下のとおりです。

(経営理念)
田岡化学は、化学技術を基盤として時代が求める新たな価値を創造し、最適を追求した化学製品を社会に供給することで、快適で豊かな暮らしの実現と社会の持続的な発展に貢献します。

(経営戦略および経営計画)
当社は3事業年度毎に「中期経営計画」を策定しており、当面の目標とする経営指標および中長期的な経営戦略等、その概要を当社ウェブサイトにて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、この報告書の上記「1．基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役（監査等委員である取締役を含む）の報酬決定方針およびその手続きについては、この報告書II－1【取締役報酬関係】に記載しております。

(iv) 取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の指名については、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点から、業績、知識、経験、人格・識見等を総合勘案して、それぞれの責務に相応しい人物を人選いたします。また、社外取締役候補者の指名にあたっては、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）としての責務を適切に果たすことができるよう、当該候補者が上場会社の役員を兼務する場合は、当社を含めて5社以内を目途とします。

＜手続き＞
・代表取締役が、方針に則り、取締役（監査等委員である取締役を含む）候補に相応しい人物を人選。
・人選結果については、取締役会および株主総会で審議し決定。
・なお、独立社外役員を主要な構成員とする「役員指名諮問委員会」を設置し、取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の選任に際して助言を得ます。
・取締役（監査等委員である取締役を含む）の解任については、不正・不当の行為もしくは法令・定款に違反する行為など相応しくない事由があった時は、取締役会で決議し、株主総会に付議します。

(v) 取締役（監査等委員である取締役を含む）の選任理由につきましては「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、意思決定機関としての取締役会と、業務執行体制としての経営会議を設けております。取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、経営に関する方針や重要事項等を決定しております。
経営会議は常勤取締役（常勤の監査等委員である取締役含む）および社長が指名した者で構成されており、経営戦略や業務執行に関する重要事項を審議する機関としての役割を担っております。また常勤監査等委員である取締役の出席により、課題・問題を迅速に察知・対処できる体制となっております。

【原則4－9】
当社は「独立役員の指定に関する基準」を以下のとおり定めております。

（独立役員の指定に関する基準）
1．本基準は、当社が、当社の社外役員を、国内各証券取引所の有価証券上場規程に規定する「独立役員」に指定するにあたっての要件を定めるものといたします。

2．以下の(1)ないし(9)に定める要件のいずれにも該当しない場合は、原則として、当社と重大な利害関係がないものとみなし、独立役員に指定することができるものといたします。

(1) 当社、当社親会社（住友化学株式会社）および当社グループ会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役員および従業員（名称の如何を問わず当社、当社親会社および当社グループ会社と雇用関係にある者））

(2) 当社の主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
(ア) 当社に製品またはサービスを提供している取引先、あるいは当社が製品またはサービスを提供している取引先のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度1年間の取引総額が、当社単体売上高の2％を超える者または当社への売上高が2％を超える者
(イ) 当社が借入を行っている金融機関のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における借入総額が、当社単体借入総額の2％を超える者。ただし、2％以下であっても、有価証券報告書、事業報告等の対外公表文書に借入先として記載している金融機関は主要な取引先に含める。

(3) 当社から役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社からの役員報酬以外の報酬支払総額が1，000万円を超える者。ただし、1，000万円以下であっても、該当者の年収の50％を超える場合は、多額の報酬を得ているものとして取り扱う。

(4) 当社と取引のあるコンサルティング・ファーム、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社への売上高が2％もしくは1，000万円のいずれか高い方を超える団体に所属する者

(5) 当社の株主のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上（直接保有および間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者

(6) 当社が株式を保有している会社のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上（直接保有および間接保有の合算比率）である会社の業務執行者

(7) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者

(8) 過去において上記(1)に該当していた者、ならびに前1年間もしくはそれと同視できる期間において上記(2)ないし(7)に該当していた者

(9) 次のいずれかに該当する者の配偶者または2親等以内の親族
(ア) 上記(1)ないし(7)に掲げる者
(イ) 前1年間もしくはそれと同視できる期間において当社、当社親会社および当社グループ会社の業務執行者に該当していた者。
(ウ) 上記(ア)および(イ)に定める業務執行者とは、各会社および取引先の業務執行取締役、執行役員および部長職相当の従業員である重要な業務執行者をいい、部長職相当未満の者を含まない。
(エ) 上記(ア)にかかわらず、上記(4)における「団体に所属する者」とは、「重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者」でない者を含まない。
(オ) 上記(ア)にかかわらず、上記(7)の「監査法人に所属する者」においては、「重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有

する者」でない者を含まない。

3．上記2に規定する要件に該当しない場合であっても、独立役員としての責務を果たせないと判断するに足る事情があるときには、当該社外役員を独立役員に指定しないことといたします。

4．上記に従い独立役員に指定すべきとする社外役員につき、本人の書面による同意に基づき独立役員に指定し、当社が上場している証券取引所に届出を行う。なお、届出の前に、取締役会および監査等委員会にて報告するものといたします。

【補充原則4－11－2】
当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）の他の会社役員兼任状況を「株主総会招集ご通知」および「有価証券報告書」において、毎年開示しております。

【補充原則4－11－3】
当社の取締役会の実効性評価は、2019年3月に全取締役に対してアンケート調査を実施し、その結果を4月末の取締役会に報告し、今後の課題や方策につき議論いたしました。その結果、当社の取締役会は、取締役会の構成（人数や多様性等）、運営（スケジュール、審議時間等）、決議・報告事項の内容、支える体制（情報提供、トレーニング、内部監査部門との連携等）全般については、適切であることを確認いたしました。なお、取締役会の運営および具体的な決議・報告事項ならびに非常勤取締役を支える体制については、さらなる改善・工夫していくことを確認いたしました。これらの評価結果に基づき、今後とも、全体の実効性確保の強化に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】
当社では、取締役（監査等委員である取締役を含む）が期待される役割、責務を適切に果たすため、取締役（監査等委員である取締役を含む）ならびにその候補者に対し、住友化学におけるグループ会社を対象とした新任役員研修への参加をはじめ、経営に関する知識習得や視野拡大等に資する外部の各種研修、相互研鑽活動を継続的に実施する方針です。

【原則5－1】
当社は、株主への説明責任を果たすため、当社ウェブサイトによる情報開示の実施等により、当社への正しい理解を得るとともに、ひいては適正な株価形成と企業価値向上に繋げるため、株主との間で、適時、適切なコミュニケーションを行います。
株主との対話は、総務人事室担当役員が統括し、総務人事室が主管部署として関連部署と連携して適切な情報収集に努めるとともに、取締役等による株主との対話の機会を設けるべく努めてまいります。
なお、株主との対話に際してはコンプライアンスを徹底し、インサイダー情報の漏洩には十分留意しております。対話によって把握された意見は取締役会に報告されます。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
住友化学株式会社	1,449,400	50.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	238,300	8.31
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	98,700	3.44
MSIP CLIENT SECURITIES	81,300	2.84
INTERACTIVE BROKERS LLC	37,600	1.31
田岡従業員持株会	33,625	1.17
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	25,900	0.90
田中　洋二	24,000	0.84
J. P. MORGAN　BANK　LUXEMBOURG　S. A. 1300000	22,598	0.79
増谷　行紀	22,200	0.77

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	住友化学株式会社　（上場：東京）　（コード）　4005

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、事業運営にあたっては、独自の経営判断と自己責任で自主的な経営を行うことを基本方針としています。住友化学グループとの取引条件については、市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は住友化学株式会社であり、当社の議決権数の51.55%(2019年3月末現在、間接所有を含む)を所有しています。当社は、総合化学メーカーである住友化学グループの一員として親会社およびグループ各社との間で、取引や人的な面などで連携・協力関係にあります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎　全司	弁護士											
小西　弘之	税理士											
稲山　秀彰	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　全司	○	○	―――	同氏には、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を活かしていただくため、社外取締役に就任いただいております。 同氏は、一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。 なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

小西　弘之	○	○	―――	同氏には、国税庁職員ならびに税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、税務、財務および会計に関してご指導をいただくため、社外取締役に就任いただいております。 同氏は、中立・公正な立場を保持しており、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。 なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。
稲山　秀彰	○	○	―――	同氏には、住友電気工業株式会社の業務執行取締役ならびに同社の監査役としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくため、社外取締役に就任いただいております。 同氏は、中立・公正な立場を保持しており、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。 なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	0	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の求めがあれば、監査等委員会の指揮を受け、その職務を補佐すべき従業員を置くこととしており、現時点において、監査等委員会より補佐すべき従業員を置くことを求められておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と密接な連携を保ち、会計監査人から毎期首にその期の監査方針および監査計画についての説明を受けるとともに、会計監査人が実施した会計監査について随時報告を受けて意見交換を行い、必要と認めたときは独自の立場で会計監査を行う等、連携を図ることとしています。
監査等委員会は、内部監査部門である内部統制・監査部の実施する内部監査の方針、実施計画、着眼項目等についてあらかじめ内部統制・監査部から説明を受けるとともに、内部監査実施の経過およびその結果について報告を受ける等、連携を図ることとしています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

―

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、経営の客観性･中立性を確保するため、独立役員を3名選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ制度としては導入しておりませんが、取締役の報酬は以下の方針により決定しております。
取締役の報酬は、各取締役に従事職務や中長期的な会社業績を反映し得るよう、「基本報酬」および「賞与」から構成されております。
「基本報酬」は、各取締役の行動が短期的、部分最適に偏らぬよう、固定報酬として支給しています。
「賞与」は、毎年の事業計画達成へのインセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績をベースとして支給総額を決定し、各取締役の職務内容等を勘案して各人に配分しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度に監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役に支払った報酬等の総額は、それぞれ149百万円および38百万円であります。また、監査等委員である取締役に支払った報酬等の総額のうち、24百万円が社外役員に対する報酬等の額であります。
なお、2019年6月25日開催の第119期定時株主総会招集通知を当社ホームページに公開しており、その中に監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役に対する報酬等の総額を開示しております。また、有価証券報告書においても、取締役へ支払った報酬の総額を記載しております。なお、有価証券報告書については、EDINETを通じて公衆縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)報酬体系について
取締役の報酬は、各取締役に従事職務や中長期的な会社業績を反映し得るよう、「基本報酬」および「賞与」から構成しております。
「基本報酬」は、各取締役の行動が短期的、部分最適に偏らぬよう、固定報酬として支給しています。
「賞与」は、毎年の事業計画達成へのインセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績をベースとして支給総額を決定し、各取締役の職務内容等を勘案して各人に配分しています。

(2)報酬水準について
報酬水準は、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、役員報酬の世間水準、当社従業員の給与水準との対比、過去の支払い実績等を勘案して適正な水準を設定しています。

(3)役員報酬諮問委員会の設置
当社は取締役の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する諮問機関として「役員報酬諮問委員会」を設置しております。当該機関は、独立社外役員を主要な構成員とし役員報酬制度や水準等の決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と

公正性を一層高めることを目的としています。

＜手続＞
当社の取締役の報酬決定の手続は、基本報酬および賞与の合計額が株主総会の決議によって定められた監査等委員を除く取締役の報酬総額の上限額（2億円以内）および監査等委員である取締役の報酬額の上限額（５０百万円以内）の範囲内において決定します。各取締役の基本報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定します。
監査等委員を除く取締役の賞与については、当該事業年度の連結業績をベースとして、各取締役の職務内容等を勘案して、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定します。なお、当社は、独立社外役員を主要な構成員とする「役員報酬諮問委員会」を設置し、取締役の報酬決定に際して助言を得ることとします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際して、担当部署から議案の事前説明を行うなど、社外取締役へのサポートに努めています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――――	――――	――――	――――	――――	――――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	０名

その他の事項 更新

当社には、相談役・顧問の制度があり、相談役を選任する際は役員指名諮問委員会の助言を得て、取締役決議しております。
また、顧問を選任する際には役員指名諮問委員会の助言を得ております。
相談役・顧問は、現経営陣から相談要請に応じて助言等を行っており、当社の経営判断および業務執行には関与しておりません。
在任期間は相談役は2年（常勤1年、非常勤1年）・顧問は常勤1年と定めております。
なお提出日時点におきまして、代表者取締役社長等であったものが相談役や顧問に就任しておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査等委員会設置会社形態を採用しております。
取締役会は、監査等委員以外の取締役７名（うち社外取締役０名）および監査等委員である取締役４名（うち社外取締役3名）で構成され、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期は、監査等委員以外の取締役の任期は１年、監査等委員である取締役は２年としております。また、法令、定款、取締役会規則の定めに則り、経営上の重要な事項について意思決定するとともに、各取締役の職務の執行を監視、監督しております。取締役会は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、独立社外役員を主要な構成員とする、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会を設置しており、取締役候補の指名、選任ならびに取締役の報酬水準等について必要な助言を得ております。

経営の意思決定を支える機関として、常勤取締役７名（監査等委員である取締役１名を含む）による「経営会議」が毎月２回開催されており、重要事業の戦略構想、設備投資計画の検討などを行っております。また、内部統制システムの整備を目的とした各種委員会（「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」、「レスポンシブル・ケア委員会」、「リスク・クライシスマネジメント委員会」等）を設置することで、業務執行、監督機能等の充実を図っています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、変化する社会・経済情勢の下、株主の皆様を中心とした様々なステークホルダーの利益に適うようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しており、これを実現するため、上記体制を採用しております。今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実に向け、重要な意思決定の迅速化、コンプライアンス体制および内部統制の充実・強化に取り組んでいく所存であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努めています。
その他	1．株主総会におきましては、映像を活用した事業報告等を行うなど内容が理解いただきやすいようにビジュアル化などを進めております。 2．当社ホームページに招集通知を開示しております。 3．株主総会議案の議決結果につきましては、臨時報告書を提出するとともに、当社のホームページに決議通知の内容を開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに専用ページを設け、各種資料を掲載しております。 http://www.taoka-chem.co.jp/ir/ir_03.html	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動における基本的な行動基準を成文化した「田岡化学企業行動憲章」ならびにその具体的な指針を定めた行動要領を制定し、全役員・従業員に配布しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	CSR（企業の社会的責任）の推進を経営の基本に据え、経済性の追及、環境・安全・品質保証活動、社会的活動のそれぞれにバランスよく取り組んでおります。また、毎年、レスポンシブル・ケア報告書を発行しており、当社ホームページにも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時適切な提供について、真摯な姿勢で臨む旨宣誓しております。また、会社情報の適時開示に係る社内体制を定め、それに基づいて情報開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方

(1) 当社は、コンプライアンスと自己責任に基づいた企業活動を行うことを自らの社会的責任と考え、当社のコンプライアンス体制の拠り所となる基本精神として「田岡化学企業行動憲章」を制定する。当社の役員・従業員は、この精神に則って制定された「田岡化学企業行動マニュアル」に定める諸ルールに従って事業活動を行うものとする。

(2) 当社は、業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という）の整備を組織が健全に維持されるための必要なプロセスであり、かつ、事業目的達成のため積極的に活用すべきものであると認識し、以下の「内部統制システム」を構築するとともに、経営環境の変化に応じてこれに修正を加えることにより、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適う経営を行っていくこととする。

2．当社および当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に従い、当社および当社グループ会社の取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。

(2) 当社は、金融商品取引法に定める財務報告の信頼性および適正性を確保するため、内部統制報告制度を構築するとともに、内部統制全般を統括する委員会を設置して、当社グループ会社を含めた財務報告に係る内部統制システムの適切な運営を図る。

(3) 当社は、「田岡化学企業行動憲章」のもと、コンプライアンスに関する教育を行うなど、当社および当社グループ会社の取締役および従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。

(4) 当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社および当社グループ会社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。

(5) 当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置して、事態の迅速な把握と是正に努める。

(6) 当社は、内部監査部署を設置し、当社および当社グループ会社の事業遂行上の業務の適正、有効性を検証する。

3．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い適切に保存および管理する。

4．当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、当社および当社グループ会社から成る企業集団の事業の方針、事業計画、経理・財務、研究・開発等に関する重要事項について、目標を適切に定め、また、それらの進捗を管理する。

(2) 取締役は、取締役会が決定した経営戦略に基づき、担当業務における具体的目標および効率的な達成の方法を定める。

(3) 当社は、取締役で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上重要な事項について審議を行い、業務執行に関する重要な事項については取締役会に付議する。

(4) 取締役は、IT等を活用した当社および当社グループ会社から成る企業集団の経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

5．当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社および当社グループ会社の損失の危険（以下、「リスク」という）に関する意識の浸透、その早期発見および顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応策の整備等に積極的に取り組んでいくこととし、各部門所管業務に付随するリスク対応についてはそれぞれの担当部署にて行い、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は総務人事室が行うものとする。

(2) 当社は、当社および当社グループ会社の全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置して、リスクマネジメントに関する方針を定めるとともに、各部署のリスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

6．当社および当社の親会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社のグループ会社で構成する企業集団が共有または相互に認識したグループ戦略のもとで事業遂行を図り、かつ、企業集団における業務の適正性を確保するため、グループ運営に関連する規程の整備や役員等の派遣を通じて連結経営を推進する。

(2) 当社は、国内外の主要な子会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入するよう求めるものとする。

(3) 当社の内部監査部署は、定期的に子会社の内部監査を実施し、取締役から報告を受けることにより事業遂行上の業務およびその管理・監督の状況とその正否および適否を検査する。それにより当該子会社の不正または錯誤の発生を予防し、かつ、経営の改善に資するものとする。

(4) 当社は、親会社である住友化学株式会社との関係において、戦略的連関を図る一方、他の株主との関係にも十分配慮した経営を行っていくものとする。

7．当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会の職務を補佐すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の求めがあれば、監査等委員会の指揮を受け、その職務を補佐する従業員を置くこととする。

当該従業員は監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

(2) 監査等委員会への報告に関する事項

a．当社および当社グループ会社の取締役および従業員は、法令に基づく事項のほか、監査等委員会が求める事項について、適宜、監査等委員会へ報告を行う。

b．当社の取締役は、内部監査部署の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査等委員会へ報告を行う。

c．当社は監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および従業員が、その報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

(3) 監査等委員の職務の執行について生じる費用に関する事項

監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

(4) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための事項

監査等委員会は代表取締役および会計監査人と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

8．反社会的勢力排除のための体制

当社および当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした対応を行い、取引関係も含めた一切の関係を持たないこととする。また平素から外部専門機関とも連携して、これら反社会的勢力に対応することとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループ会社では、全役職員に配布している「田岡化学企業行動マニュアル」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を明文化するとともにこれを社内へ周知しております。

また、総務人事室を対応統括部署とし、警察を含む外部専門機関との連繋、反社会的勢力に関する情報の収集･管理および社内への周知･注意喚起などを行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(1) 内部統制システムを含むコーポレート･ガバナンス体制についての模式図は、別添1をご参照下さい。

(2) 適時開示体制の概要
当社は、コンプライアンスを重視する経営を効果的に実現するため、2003年10月、コンプライアンス規程を制定し、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を発足させて、事業活動に関係する全ての法令、社則、田岡化学企業行動マニュアルの遵守状況を監督しています。
また、重要な会社情報の管理については、内部者取引管理規程を制定するとともに、金融商品取引法ならびに証券取引所規則等に準拠した基準で管理を行っています。重要決定事項については、決裁権限者が内諾を与えた時点または決裁手続きに基づき決裁権限者が決裁した時点をもって、また、重要発生事項については当該事項が発生した時点をもって内部情報として扱い、総務人事室においてそうした内部情報の集中管理ならびに必要な情報開示を行っています。具体的な組織体制は、別添2をご参照ください。

【別添1】コーポレート・ガバナンス体制

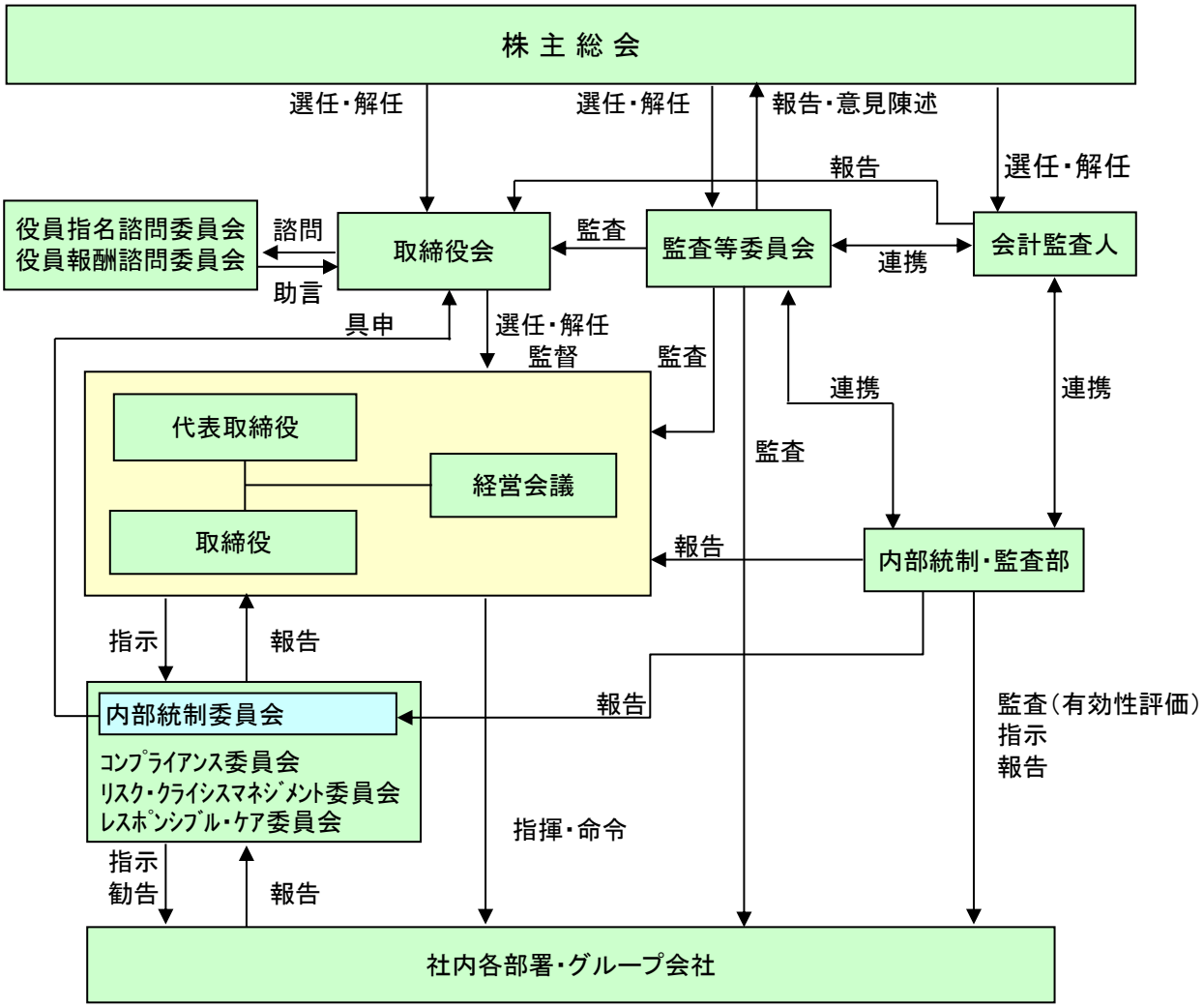

【別添2】適時開示体制

